

令和7年度鳥類登録基準設定検討会（第1回）

議事要旨

1. 日 時 令和7年5月27日（火）13:30～17:00

2. 場 所 WEB 会議システムにより開催

3. 出席委員 座 長 白石 寛明

委 員 石塚 真由美

富田 恭範

山本 裕史

岩田 久人

水島 秀成

與語 靖洋

（敬称略、五十音順）

4. 議 事

（1）検討会の運営及び座長の選定について

（2）鳥類の被害防止にかかる農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）

（3）その他

5. 議事概要

（1）検討会の運営及び座長の選定について

令和7年度鳥類基準設定検討会開催要領に基づき、委員の互選により、座長として白石委員が選出された。また、座長代理として石塚委員が指名された。

（2）鳥類の被害防止にかかる農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）

再評価対象農薬であるアラクロール、チアジニル及びフィプロニルについて基準値の設定に係る検討が行われた。

アラクロールについては、申請者から提出された毒性試験結果に関して、試験実施年が古いが GLP に準拠したものであるかどうか、鳥類の繁殖に影響する明暗周期の設定が妥当なものかどうか等について、科学的信頼性を議論した。検討の結果、明暗周期の設定に関しては産卵状態でなかったことを確認していることから、基準値設定に利用可能と判断された。また、文献調査を行った結果、申請者が提出した試験成績のほか、1件の毒性データが得られたが、試験方法に関する情報が不足しており、科学的信頼性が不十分として基準値設定に利用しないこととなった。その他、特段の意見はなく、事務局が提示した登録基準値案を一部修正の上、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（以下、農薬小委員会とする。）に諮ることが了承

された。

チアジニルについては、申請者から提出されたニワトリを用いた毒性試験結果の科学的信頼性について議論があった。当該試験は、雌のみを使用した試験であること及び対照群が未設定であること等から科学的信頼性が不十分として、基準値設定に利用しないこととなった。また、文献調査を行った結果、基準値設定に利用可能な毒性データは得られなかった。その他、特段の意見はなく、事務局が提示した登録基準値案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

なお、予測ばく露量が登録基準値案を下回っているものの、近接していたことから、補足として、実際の作物残留試験の結果を用いて精緻に鳥類予測ばく露量を算出した。その結果、精緻化した予測ばく露量は基準値案を大きく下回ることを確認した。

フィプロニルについては、申請者から提出された捕獲野鳥（イエスズメ）を用いた毒性試験結果の科学的信頼性について議論があった。米国 EPA のテストガイドライン上、捕獲野鳥を使った試験が認められていること、当該試験成績の内容や過去の評価事例も踏まえて検討した結果、基準値設定に利用可能と判断された。また、文献調査を行った結果、申請者が提出した試験成績のほか、2 件の毒性データが得られたが、1 件は試験方法に関する情報が不足しており、科学的信頼性が不十分とされたこと、1 件はテストガイドラインからの逸脱が著しく、信頼性が不十分と判断されたことから、基準値設定に利用しないこととなった。その他特段の意見はなく、事務局が提示した登録基準値案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

（３）その他

評価に使用するデータの取り扱いについて議論され、公表文献の取り扱いに関する基本的な考え方を明確化することにより、評価の一貫性及び透明性を確保することを目的に事務局がまとめた文書案について、農薬小委員会に諮ることが了承された。